

開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第19回定時株主総会招集ご通知 1

添付書類

事業報告 3

計算書類 25

監査報告書 28

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件 31

第2号議案 補欠監査役1名選任の件 35

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に
対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件 36

株式会社イオレ

証券コード：2334

第19回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日 ▶ 2020年3月31日

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます**とともに、**株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます**。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

証券コード 2334
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目5番23号
株 式 会 社 イ オ レ
代表取締役社長 小 川 誠

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の行使にあたっては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eole.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「個別注記表」とで構成されています。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eole.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、会場におきまして下記の対策をいたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
 - ・会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。会場への入場の際にはアルコール消毒液の噴霧にご協力ください。
 - ・体調が悪化し、また、ご気分が優れなくなった等の場合は、運営スタッフまでお申し出ください。
 - ・座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られることとなります。座席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただくを得ない場合も想定されますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - ・株主総会の議事は、例年より時間短縮して行う予定であります。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の回復を背景に、引き続き緩やかな景気回復基調が見受けられたものの、2019年10月に実施された消費税率引上げによる消費減速、米国発の貿易摩擦問題、新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大懸念により、景気の先行きは極めて不透明な状況にあります。

当社が属するインターネット広告市場においては、2019年のインターネット広告費は2兆1,048億円(前年比16.5%増)で、6年連続の二桁成長でテレビメディア広告費を超え、初めて2兆円を超える成長が続いております。インターネット広告費の中でも、運用型広告費は1兆3,267億円(前年比15.2%増)と非常に高い成長を遂げております(株式会社電通「2019年 日本の広告費」)。また、当社が注力してまいりましたインターネットを活用した求人広告市場につきましては、2019年度平均の有効求人倍率は1.55倍、2020年3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.39倍となるなど、企業の求人が増加傾向にあり(厚生労働省「一般職業紹介状況(2020年3月分及び2019年度分)について」)、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と推測される2020年3月の求人メディア全体の求人広告件数は148万5千件と前期からは減少となりましたが、通年では逼迫する労働市場を背景に、引き続き高水準でありました(公益財団法人全国求人情報協会「求人広告掲載件数等集計結果」)。

このような事業環境の下、当社は、採用支援システム『ジョブオレ』の連携先、及び機能の拡充を行い、採用広告領域のさらなる拡大と推進を図ることを基本方針として、「pinpoint及びその他運用型広告」の拡充に努めた結果、当該サービス売上のうち、求人系広告売上は前年同期比で16.3%増と拡大いたしました。一方、OEM代理店・求人広告代理店との連携においては、新卒採用分野における個人情報をめぐる問題、組織変更、他商品の販売優先など課題も散見され、低調に推移しました。また、自社メディアとして運営をしている「らくらく連絡網」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」に関しては、ビジネスリスクを低減する施策を行い、UIの改良、機能の拡充とサービスの充実を通じて、会員の獲得に努めてまいりました。

その結果、「らくらく連絡網」の2020年3月末時点の会員数は692万人(前年同月比3.3

%増)、アプリ会員数は212万人(前年同月比18.8%増)、有効団体数は38万団体(前年同月比1.8%増)、「ガクバアルバイト」の当事業年度における新規登録者数は18万人(前年同期比29.1%増)、「らくらくアルバイト」の2020年3月末時点の会員数は168万人(前年同月比12.9%増)となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,844,098千円(前年同期比5.7%減)、営業利益は26,681千円(前年同期比66.0%減)、経常利益は26,328千円(前年同期比65.5%減)、当期純利益は937千円(前年同期比98.4%減)となりました。

なお、当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、実施した設備投資の総額は77,941千円であり、その主なものは、採用支援システム『ジョブオレ』の開発や「らくらくアルバイト」の開発等に係るソフトウェア77,008千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回次	第16期	第17期	第18期	第19期 (当事業年度)
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	1,157,990	1,550,507	1,955,888	1,844,098
経常利益 (千円)	112,456	155,202	76,220	26,328
当期純利益 (千円)	127,577	91,021	58,895	937
1株当たり当期純利益 (円)	83.94	47.24	25.55	0.41
総資産額 (千円)	706,400	1,433,406	1,473,646	1,428,357
純資産額 (千円)	318,928	1,084,259	1,145,188	1,153,533
1株当たり純資産額 (円)	199.36	469.64	495.44	497.67

(注) 当社は、2017年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大による景気後退懸念等、当社を取り巻く事業環境におきましても予断を許さない経営環境が継続するものと思われます。

当社といたしましては、以下を重点課題とし、事業基盤の整備、組織能力の拡充・強化を通じて、更なる成長が可能な企業体質の強化を進めてまいります。

(I) 競争力の強化

① データベースの拡充

当社は、692万人の会員を擁する「らくらく連絡網」のデータベースを活用することにより、インターネットメディアに関連する様々なサービスを提供しております。その中でも、「pinpoint及びその他運用型広告」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」などは重要な収益基盤となっております。

また、データベースのさらなる拡充を図るため、「らくらく連絡網」の会員満足度の向上と、新しいユーザーエクスペリエンスの提供を図ることは経営課題として必須であると考えています。会員の皆様にはこれからも、「安心」、「安全」でより「便利」なサービスを提供するために必要な、ユーザビリティの向上、機能やサービスの追加、個人情報保護の安全性強化、広告量の最適化等、会員満足度の向上を全社的な課題とし、継続して取り組んでまいります。

さらに、データサプライヤーとのアライアンスやパートナーづくりを推進し、新たなデータベースの拡充方法も図ってまいります。

② 技術革新への対応

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて早く、かつ、新たなスマートデバイス等のインターネット端末の技術革新も絶えず進化していることが特徴です。

また、アドテクノロジー分野においては、広告配信システムの開発、改善、機能強化等や、アドテクノロジー広告の新たな技法の開発、配信アルゴリズムの変化等が進むことが想定されます。当社は、このような急速に変化する環境にも柔軟に対応すべく、業界の動向を注視し、先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積、高度な技能を習得した優秀な技術者の採用と育成を積極的に推進してまいります。

③ 新規事業の展開

当社は、「らくらく連絡網」を通じて獲得した独自のデータベースと、得意とするアドテクノロジーを駆使し、近年は変革する可能性の高い求人広告市場への参入に力を注いでまいりました。昨今、採用難・人手不足を直接肌で感じ、少子高齢化を背景にした構造的な人手不足という課題を強く認識し、解決する手段を模索してまいりました。そのような環境下、採用支援システム『ジョブオレ』のリリースと拡大を図ってまいりました。

また、HRテックをキーワードとして、求人広告市場における構造上の問題にも着目し、求人企業が入札（RTB）という仕組みを用いた求人メディアへの自動出稿ツール「HRアドプラットフォーム」の事業化にも着手しております。

今後も引き続き、最先端のテクノロジーを駆使し、求人企業の人手不足解消と求職者への最適な就労の場を提供すべく、求人広告市場における社会的課題に積極的に取り組んでまいります。

④ 知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社の提供する各サービスの利用拡大とコーポレートブランド価値の向上を実現していくためには、サービス自体が利用者の皆様に愛されるものであること、各サービスの知名度や安心感を得ることが不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、引き続き広告宣伝活動および、広報活動を積極的に行ってまいります。

(Ⅱ) 社内体制の強化

① 情報管理体制の強化

当社は、個人情報扱う企業であり、個人情報の保護をはじめとした情報管理の徹底については、常に経営上の大きな取り組み課題だと考えております。

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備、プライバシーマーク制度の認証取得等により、情報管理の徹底を図っておりますが、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

また当社では、2017年10月より、匿名加工情報の取扱を開始し適法な運用を図っており、適切な運用ができるよう社内体制の整備と教育を行っております。

近年、GAFAに代表されるプラットフォーマーがcookie等の利用に関する制限を強化しております。当社では、主に広告IDを利用し、cookieには多くを依存しない形での匿名加工情報の活用を進めておりますが、今後、当社の出稿する各種インターネットメディアやプラットフォーマーにおける関連ガイドラインが大きく変更された場合に備え、情報の収集と速やかに対応できる社内体制の構築に努めてまいります。

② システムの安定性確保

当社は、「らくらく連絡網」など、ユーザーの社会活動インフラに大きく関わるサービスをインターネット上で提供しており、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、サーバー設備の強化や負荷分散システムの導入が必要不可欠であると認識しております。

今後につきましても、ユーザー数増加や新規事業の立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、継続的かつ適時適切な設備投資を行うことで、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社は、未だ成長過程にあり、今後の事業拡大・成長に伴い、継続して専門性あるいはポテンシャルの高い優秀な人材の採用を行っていく必要があります。

また、新卒採用による若手社員の比率が高まっており、事業拡大のためにこれら若手人材の育成とマネジメント体制や教育体制の構築も重要であると認識しております。引き続き、人材戦略を経営戦略の一つと位置付け、新たな部門を設ける等本課題に取り組んでまいります。

④ 経営管理体制の構築

当社は、今後も事業の拡大を図るにあたり、事業をより効率的かつ安定的に運営していくためにも、業務の標準化と効率化を進め、コーポレート・ガバナンス機能、コンプライアンス体制の更なる強化、内部統制システムの整備・充実の継続的な推進等、リスク管理体制を更に強化し、経営管理体制を構築していくことが重要であると認識しております。会社の規模や成長に合わせ、適宜、ビジネスプロセスや意思決定プロセスの改善、組織体制の最適化を積極的に実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

① らくらく連絡網

当社サービスの基盤となる「らくらく連絡網」は、団体やグループでの活動に必要な出欠確認や日程調整、アンケート等を、メールの一斉送信でカンタンに行うことができる無料のグループコミュニケーション支援サービスであります。

② pinpoint及びその他運用型広告

『pinpoint』は、当社及び提携パートナーが独自に保有する属性が明らかな2,000万人以上の匿名加工化されたユーザーデータを活用して、精密なセグメント設定によって本当に届けたいターゲット属性への広告配信を可能とするサービスであります。

また、当社が独自に開発したプライベートDMP（注）『pinpoint DMP』を介さずに他媒体を利用して運用型広告を行う場合を含めて「pinpoint及びその他運用型広告」としております。

③ ガクバアルバイト

「ガクバアルバイト」は、「らくらく連絡網」の中心的な利用者のひとつである大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイトであります。

④ らくらくアルバイト

「らくらくアルバイト」は、アルバイト求人サイト運営企業と提携し、当該企業群が保持する全国のアルバイト求人情報をインポートしているアルバイト求人情報ポータルサイトであります。

(注) DMP(データマネジメントプラットフォーム)とは、インターネット上に蓄積されている様々なデータを統合、管理、分析し、広告配信などの最適化を可能とするためのプラットフォームであります。

DMPは、主に第三者が保有するデータを利用するパブリックDMPと、第三者が保有するデータに加えて自社が独自に保有するデータを利用するプライベートDMPに大別できます。

(8) 主要な事業所

本 店：東京都港区高輪三丁目5番23号 KDX高輪台ビル9階

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
82名	6名増	32.0歳	4.6年

(注) 従業員数に臨時従業員の数を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入金額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,312,500株（自己株式66株を含む）
 (3) 株主数 1,540名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 田 直 人	640,200株	27.68%
株 式 会 社 五 六	210,800	9.11
凸 版 印 刷 株 式 会 社	145,000	6.27
JPR&IEバリュー・リアライズ投資事業有限責任組合	91,400	3.95
株 式 会 社 ア ル フ ァ ス テ ッ プ	82,500	3.56
パナソニック・システムクライアントサービス・リアルタイム・ソリューションズ株式会社	66,400	2.87
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	51,303	2.21
株 式 会 社 毎 日 コ ム ネ ッ ト	50,000	2.16
H o n g o h o l d i n g s 株式会社	43,500	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,200	1.78

（注）持株比率は、自己株式（66株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2006年3月30日	2011年6月9日
区 分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保 有 者 数	3名	1名
新 株 予 約 権 の 数	1,320個	200個
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株	20,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価格	2,056円	無償
権利行使時1株当たりの行使価格	670円	670円
権 利 行 使 期 間	2006年5月21日から 2026年3月31日まで	2013年6月10日から 2020年6月29日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(別記1)	(別記2)

(注) 1. 「第2回新株予約権」は旧商法下で発行されたものです。

2. 当社は、2017年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、「第2回新株予約権」が1,320株から132,000株に、「第5回新株予約権」が200株から20,000株に変更となっております。また、権利行使時1株当たりの行使価格は、67,000円から670円に変更となっております。

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて6カ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
- ③相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④租税特別措置法第29条ノ2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。
 - 1) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
 - 2) 権利行使により取得した株式が第5回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	吉 田 直 人	株式会社五六 代表取締役 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO
代表取締役社長	小 川 誠	営業部門管掌・マーケティング部門管掌
取 締 役	一 條 武 久	技術部門管掌兼執行役員 サービス運用・開発部長
取 締 役	中 井 陽 子	経営管理部門管掌 株式会社リフト 代表取締役
取 締 役	富 塚 優	株式会社Tommy 代表取締役 株式会社ポケットカルチャー 代表取締役 株式会社Gunosy 社外取締役
常勤監査役	秋 本 実	
監 査 役	大 山 亨	有限会社セイレーン 代表取締役 株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役 株式会社ダブリューイノベーションキャピタル 代表取締役 株式会社リッチメディア 取締役 ウインタスト株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社CBホールディングス 社外取締役（監査等委員） フィンテックグローバル株式会社 社外取締役（監査等委員） IG証券株式会社 監査役 株式会社インサイト 社外監査役 株式会社アズ企画設計 社外監査役
監 査 役	田 島 正 広	田島・寺西法律事務所 代表パートナー フェアリンクスコンサルティング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役の富塚優氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役富塚優氏、監査役秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役秋本実氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役吉田直人氏は、2019年8月1日付でDigital Entertainment Asset Pte.Ltd.のCEOに就任しました。
6. 監査役大山亨氏は、2020年1月24日付で株式会社アールエイジの取締役を退任しました。
7. 取締役富塚優氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

8. 監査役大山亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
9. 監査役田島正広氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役富塚優氏、監査役秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	86,250千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,200千円 (7,200千円)
合 計	8名	93,450千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
重要な兼職の状況等につきましては15頁から16頁に記載の通りであります。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	富 塚 優	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	秋 本 実	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、また、監査役会には13回中13回に出席し、企業統治、特にガバナンス、コンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	大 山 亨	当事業年度に開催された取締役会には18回中17回、また、監査役会には13回中12回に出席し、経営豊富な経営コンサルティングの専門家の立場から、必要に応じて指摘、意見、その他必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田 島 正 広	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、また、監査役会には13回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」を定め、経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすることとする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。
- ・当社は目的達成のためコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育を行っていくものとする。
- ・当社は、コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、社内及び社外からの当社全体のホットラインとして、経営管理部に内部通報窓口を設け、運営・対応するとともに、社外にも内部通報窓口を設け、問題行為についての情報を迅速に把握し、その対処に努めることとする。
- ・内部監査担当はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、「文書管理規程」を定め、情報の保全及び管理策を継続することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うものとする。また原則として取締役の職務の執行に係る情報は経営管理部において管理するものとする。なお、保存期間は、文書の種類、重要性に応じて、「文書管理規程」等の社内規程に規定された期間とする。
- ・取締役及び監査役は、上記の文書等を何時でも閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、事業上の様々なリスクを全社及び業務単位で検討し、リスクマネジメ

ントの推進、課題や対策を協議して、的確に管理するものとする。また、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- ・ 当社は「個人情報保護管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「インサイダー取引等防止に関する規程」等の情報セキュリティポリシーについて適時見直しを行い、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努めるものとする。
- ・ 緊急時における危機管理体制として、代表取締役社長を最高責任者として、危機管理体制、緊急時対応等の全ての危機管理に係る事前準備を行っていくこととする。
- ・ 突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急時対策本部を設置し、状況を可能な限り迅速かつ詳細に把握した上で緊急時対応方針を決定し、損害の拡大の防止、危機の収束に向けて社内外より必要なノウハウや協力を得て、継続的かつ適切、迅速な措置を実施するものとする。
- ・ コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスク、及び新たに生じたリスクに対処するため、規程・ガイドラインの制定と適時な見直しに努めるものとする。また、研修の実施、マニュアルの作成・配布等により、取締役、使用人の啓蒙に努めるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するものとする。取締役会は、原則として月1回の定期で開催し、緊急議案発生場合には速やかに臨時に開催し、迅速かつ機動的な経営判断ができる体制を構築するものとする。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において明文化するものとし、各部門長がその分掌業務の執行にあたりそれら社内規程に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得することにより効率的な業務執行を行うこととする。また必要に応じ「組織規程」に基づき経過報告を行い、完了後は完了報告を行うものとする。
- ・ 当社は、上記の業務執行状況について、内部監査担当による監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとする。

⑤ 業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、事業や機能ごとに責任を負う取締役又は執行役員を任命することで、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会並びにリスクマネジメント委員会はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。
- ・ 内部監査担当による業務監査により、当社の業務全般にわたって、業務の適正を確保するための体制が十分かつ適切に整備、運用されているかを監査し、その適正性を確保するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役が監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保のために、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる使用人を当該使用人として選出し対応するものとし、監査役は必要な事項を直接命令することができるものとする。
- ・ 上記の使用人の独立性を確保するために、その命令に対して取締役からの指揮命令を受けないこととし、人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要とする。
- ・ 上記の使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。また、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、取締役及びその他の使用人は、監査環境の整備に協力する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会の取り組み状況、並びにリスクマネジメント委員会事務局及び内部通報窓口に対しての通報の状況を適時に報告するものとする。また、監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
- ・ 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益な取扱いは、内部通報規

程に準じ、これを禁止する。また、コンプライアンス委員会は、役員及び使用人に対する教育、研修等の機会を通じて、使用人が、人事上の不利益な取扱いを懸念して通報や報告等を思いとどまることがないよう、啓蒙に努める。

- ・ 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席し、必要に応じて重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に報告及び説明を求めることができるものとする。
- ・ 監査役は専門的な判断を必要とする場合には、弁護士等の外部アドバイザーを任用し、専門的な立場から助言を受けることができるものとする。また、内部監査担当との連携及び会計監査人から監査計画を事前に受領し、監査重点項目等について説明を受け、定期的に意見交換を行うことができるものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役及び内部監査担当等と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高める。
- ・ 監査役は専門的な判断を必要とする場合には、外部専門家の助言を受けることができるものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ・ 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- ・ 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消するものとする。
- ・当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始するものとする。
- ・経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行うものとする。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っていくものとする。
- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、所轄警察署、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社では、常勤役員で構成されるコンプライアンス委員会を当事業年度におきましては4回開催し、全社的に取り組まれるコンプライアンス研修や教育を検討してまいりました。

また、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて社内研修での教育および全社会議を通じての集合研修や教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

さらに、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスクマネジメント委員会を当事業年度におきましては11回開催し、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努め、当該管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査役監査

監査役監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査役会を開催している他、内部監査担当との情報交換、会計監査人と内部監査担当との三様監査ミーティングを行っております。

⑥ 反社会勢力との取引排除

当社では、基本方針に従い、取引開始前に取引相手の反社会性を検証することを徹底し、また、継続して取引を行っている取引相手に関しても、定期的に検証する事を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。また、現在の当社は、配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。今後は将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を検討する所存であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応えるサービス開発、営業体制を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年9月30日、3月31日又は取締役会が定める日を基準日として、会社法第459条第1項の規定による配当を行うことができる旨を定款で定めております。

本事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率に関しては四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	995,037	I 流 動 負 債	274,824
現 金 及 び 預 金	802,502	買 掛 金	165,295
売 掛 金	170,386	未 払 金	56,394
仕 掛 品	2,922	未 払 法 人 税 等	7,967
前 払 費 用	18,094	未 払 消 費 税 等	12,129
そ の 他	2,836	未 払 費 用	5,160
貸 倒 引 当 金	△1,703	預 り 金	9,590
II 固 定 資 産	433,319	前 受 金	18,287
1. 有 形 固 定 資 産	4,843	負 債 合 計	274,824
建 物	235	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	4,607	I 株 主 資 本	1,150,819
2. 無 形 固 定 資 産	353,994	1. 資 本 金	737,857
ソ フ ト ウ エ ア	227,516	2. 資 本 剰 余 金	680,779
ソフトウエア仮勘定	126,477	資 本 準 備 金	680,779
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	74,481	3. 利 益 剰 余 金	△267,700
敷 金	12,779	そ の 他 利 益 剰 余 金	△267,700
出 資 金	80	繰 越 利 益 剰 余 金	△267,700
破 産 更 生 債 権 等	4,549	4. 自 己 株 式	△117
繰 延 税 金 資 産	57,153	II 新 株 予 約 権	2,713
長 期 未 収 入 金	4,964	純 資 産 合 計	
貸 倒 引 当 金	△5,046	1,153,533	
資 産 合 計	1,428,357	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,428,357

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		1,844,098
売	上		1,102,461
売	上		741,637
販	費 及 び 一 般 管 理 費		714,956
営	業		26,681
営	業		
受	取	16	
雑	収	149	166
営	業		
支	払	7	
社	債	11	
支	払	46	
社	債 発 行 費 償 却	453	518
経	常		26,328
税 引 前 当 期 純 利 益			26,328
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		6,330	
法 人 税 等 調 整 額		19,060	25,391
当 期 純 利 益			937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	734,116	677,038	677,038
当 期 変 動 額			
新 株 予 約 権 の 行 使	3,741	3,741	3,741
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
当 期 変 動 額 合 計	3,741	3,741	3,741
当 期 末 残 高	737,857	680,779	680,779

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	—	△268,638	△268,638	△43	1,142,474
当 期 変 動 額					
新 株 予 約 権 の 行 使					7,482
当 期 純 利 益		937	937		937
自 己 株 式 の 取 得				△74	△74
当 期 変 動 額 合 計	—	937	937	△74	8,345
当 期 末 残 高	—	△267,700	△267,700	△117	1,150,819

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,713	1,145,188
当 期 変 動 額		
新 株 予 約 権 の 行 使		7,482
当 期 純 利 益		937
自 己 株 式 の 取 得		△74
当 期 変 動 額 合 計	—	8,345
当 期 末 残 高	2,713	1,153,533

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社イオレ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 北山 千里 ㊞

公認会計士 金城 保 ㊞

公認会計士 太田 裕士 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イオレの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人東陽監査法人（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社イオレ	監査役会
常勤監査役	秋本 実 ㊟
監査役	大山 亨 ㊟
監査役	田島 正広 ㊟

(注) 常勤監査役秋本実及び監査役大山亨及び田島正広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	よ し だ な お ひ と 吉 田 直 人 (1963年9月6日生)	1987年 4 月 (株)ハーベストン入社 1989年 6 月 (株)ホワイトT&R 代表取締役 1991年 1 月 (株)シオンコーポレーション 代表取締役 1991年 9 月 グラムス(株)設立 代表取締役 1998年 7 月 アクア(株)設立 代表取締役 2000年 3 月 サイバービズ(株)設立 (現(株)ザッパラス) 代 表取締役 2001年 4 月 当社設立 代表取締役社長 2014年 3 月 (株)五六設立 代表取締役 (現任) 2019年 6 月 当社取締役会長 (現任) 2019年 8 月 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO(現任)	640,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	お がわ まこと 小 川 誠 (1975年5月30日生)	1998年 5 月 (有)エーブランチ（㈱アルファード・ブランチ）設立 代表取締役 2005年 9 月 (株)ラフデッサン設立 代表取締役 2010年 1 月 当社顧問 2010年 3 月 当社らくらく連絡網事業部営業部長 2010年 6 月 当社取締役 2016年 6 月 当社専務取締役 事業統括部管掌兼メディア営業部管掌 2018年 6 月 当社代表取締役副社長 事業統括部（現WEBマーケティング部及び運用・制作部）管掌兼メディア営業部管掌兼事業推進室管掌 2019年 6 月 当社代表取締役社長 営業部門管掌兼マーケティング部門管掌就任（現任）	23,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	いち じょう たけ ひさ 一 條 武 久 (1966年6月20日生)	1991年 4 月 日本電信電話㈱入社 2001年 1 月 ㈱ケイ・ラボラトリー入社 2005年 1 月 ㈱SWING入社 2006年10月 ㈱IMJモバイル入社 2013年 3 月 当社入社 2013年 7 月 当社執行役員技術開発部長 2016年 6 月 当社取締役 第1 技術開発部（現サービス 運用・開発部）管掌兼第2 技術開発部（現 らくらくアルバイト事業部）管掌 2019年 6 月 当社取締役 技術部門管掌兼執行役員 サ ービス運用・開発部長就任（現任）	8,400株
4	※ いわ さき ひろ あき 岩 崎 啓 昭 (1975年6月20日生)	1999年 4 月 ㈱ぎょうせい入社 2006年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法 人）入所 2010年 3 月 公認会計士登録 2017年 7 月 ㈱SBI証券入社 2020年 5 月 当社入社 経営戦略部門担当執行役員（現 任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	とみ づか すぐる 富 塚 優 (1965年8月20日生)	1988年 4 月 (株)リクルート (現株)リクルートホールディングス) 入社 2008年 4 月 (株)リクルート (現株)リクルートホールディングス) 執行役員 2009年 4 月 (株)ゆこゆこ 代表取締役 (株)ワールドメディアエージェンシー 代表取締役 2012年10月 (株)リクルートホールディングス 執行役員 (株)リクルートライフスタイル 代表取締役 2013年 4 月 (株)リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役 2016年 4 月 (株)リクルートアドミニステレーション (現株)リクルート 注6) 代表取締役 (株)リクルートオフィスサポート 代表取締役 2018年 4 月 (株)Tommy設立 代表取締役 (現任) 2018年 6 月 当社社外取締役就任 (現任) 2018年 8 月 (株)Gunosy 社外取締役 (現任) 2018年10月 (株)ポケットカルチャー設立 代表取締役 (現任)	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 富塚優氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者とした理由について
富塚優氏は、長年にわたり、リクルートグループにおいて代表取締役などを務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくため、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社と富塚優氏は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. (株)リクルートホールディングスからメディア&ソリューション事業を継承した際に社名変更した会社であります。
7. 富塚優氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2020年3月31日現在のものです。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
おか やす とし ひで 岡 安 俊 英 (1982年11月12日生)	2005年 8 月 TAC(株)入社 2008年10月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2009年11月 公認会計士登録 2014年 1 月 岡安総合会計事務所所長（現任） 2016年 6 月 (株)村松組監査役（現任） 2018年 4 月 (株)トランザス（現(株)ピースリー） 取締役（監査等委員）（現任）	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 岡安俊英氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏の、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、社外役員等となること以外の方法での直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 岡安俊英氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
4. 岡安俊英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了又は死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

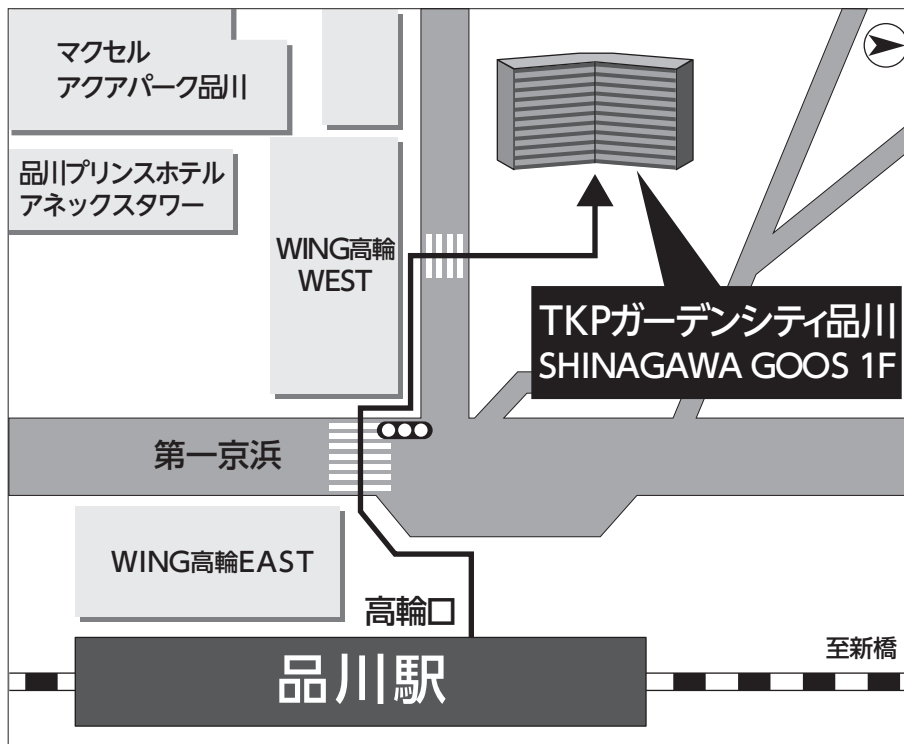
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
TEL 03-5449-7300



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩1分
J R 品川駅中央改札口 (高輪口) 徒歩1分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご来場の際には新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用
などの対策をご協力くださいますようお願い申し上げます。